調整方針を訂正する項目

番号	大項目 中項目		訂正理由	専門			
	小項目	事業や施設等の名称	取扱い区分	調整を必要とする事項	(訂正内容を左欄で下線表示)	部会	分科会
1	05 財政 01 財政の状況 05 普通、特別、公営 事業会計 01 会計の設置状況 <記述が同一内容の 05-01-02-01、05- 01-02-03も合わせて 訂正 >	別、公営事業会計)	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、 新市全体に適用する もの	3市町に共通する一般会計、国民健康保険・老人保健・介護保険に関する会計は、現行制度を残して統合し、介護サービス部門は合併時に特別会計で実施 釧路市の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業を企業会計で一本化、阿寒町・音別町の下水道事業を特別会計で一本化することとし、国民健康保険診療所・育英基金 及び奨学金に関する会計は現行を引き継ぐ 1つの市町に設置されている他の特別会計は現行を引き継ぐ 【訂正】 3市町に共通する一般会計、国民健康保険・老人保健・介護保険に関する会計は、現行制度を残して統合し、介護サービス部門は合併時に特別会計で実施 釧路市の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業を企業会計で一本化、阿寒町・音別町の下水道事業を特別会計で一本化、 <u>釧路市の奨学金(一般会計)と阿寒町の前</u> 田奨学金・音別町の育英基金(いずれも特別会計)を一般会計で一本化することとし、国民健康保険診療所会計は現行を引き継ぐ 1つの市町に設置されている他の特別会計は現行を引き継ぐが、阿寒町の「博物、研修事業特別会計」は、一般会計で実施する	後年次に解決を予定していた た取組みを前倒しするため。	財政	財政
2	05 財政 04 積立金現在高の 状況 01 各種基金設置、 運用及び現在高の状 の1 財政調整基金、 災害救助資金、減債 基金、土地開発基 金、その他の特定目 的基金		〈統合や再編を行い、	以下、ア~オの分類により整理する ア 3市町共通の基金を統合するもの(財政調整基金、減債基金、土地開発基金) イ 類似趣旨の基金を統合するもの(財政調整基金、減債基金、(仮称)森林基金、(仮称)公共施設等整備基金、(仮称)教育基金) ウ 市町が単独で設置していた基金を引き継ぐもの(釧路市の中小企業活性化基金、産炭地域振興基金、阿寒町のタンチョウ保護基金・マリモ保護基金・吉田人材育成基金) エ 基金を地域限定で運用するもの(阿寒町のアイヌ民俗文化振興基金) オ 基金を廃止するもの(阿寒町の国営土地償還基金、釧路市の奨学基金) 備荒資金は普通納付金を50,000千円とし、50,000千円を超えるものは超過納付金とし、引き継ぐ 【訂正】 以下、ア~オの分類により整理する ア 3市町共通の基金を統合するもの(財政調整基金、減債基金、土地開発基金) ウ 市町が単独で設置していた基金を31き継ぐもの(釧路市の中小企業活性化基金・産炭地域振興基金・市有林基金・公園整備基金・住宅整備基金・文化振興基金・市立網路図書館資料整備基金・スポーツ振興基金、阿寒町のタンチョウ保護基金・マリモ保護基金・吉田人材育成基金・前田奨学基金・町立学校林基金、音別町の庁舎建設基金) エ 基金を地域限定で運用するもの(阿寒町のアイヌ民俗文化振興基金) オ 基金を廃止するもの(阿寒町のアイヌ民俗文化振興基金) イ 基金を廃止するもの(阿寒町のアイヌ民俗文化振興基金・引き継ぐ	基金については、市民の視点に配慮し、個別の基金名を継続して残すため。また、備荒資金組合の普通納付金については、組合との整理に一定の期間を要するため。		財政
3	12 水道 04 農業用水道の状況 02 管理運営 02 会計の現況		各市町の現行に基づく統合や再編を行い、 新市全体に適用する もの	特別会計に統合するが、簡易水道へ順次変更した事業から水道事業に移管会計システムは導入の方向で調整使用料は現行を引き継ぎ、新市の農業政策の中で統合を検討 【訂正】 一般会計で運営することとし、水道法の規定による簡易水道事業へ順次変更する 維持管理については、上下水道部へ委託する 使用料は現行を引き継ぎ、新市の農業政策の中で統合を検討	財産の取扱いに関する整理に一定の期間を要するため。	産業経済	青 農林

	大項目					Π	
番号	中項目	1		調整方針要約一覧	訂正理由	専門	分科会
	小項目	事業や施設等の名称	取扱い区分	調整を必要とする事項	(訂正内容を左欄で下線表示)	部会	カヤム
	細項目						
4	17 福祉 04 介護高齢者福祉 の状況 05 高齢者福祉事業 19 生活管理指導員 派遣		釧路市の現行に基づき統合し、新市全体 に適用するもの	派遣は週1回1時間以内とし、利用者負担額は介護報酬に基づくものとする 【訂正】 派遣は週1回1時間30分以内とし、利用者負担額は介護報酬に基づくものとする	釧路市の現行をベースとして協議を進めていたものであるが、釧路市においては要綱で1時間30分以内の利用について明記しているため。	i	介護·高齢 者
5	17 福祉 04 介護高齢者福祉 の状況 08 介護保険事業 04 介護保険低所得 者利用者負担軽減措 置		く統合や再編を行い、 新市全体に適用する もの	合併後2年程度で国の特別対策を上回る音別町の措置を整理 【訂正】 介護保険制度及び国の特別対策に統合 の記述を削除	音別町の国の特別対策を 上回る独自減免が、H16年 度をもって廃止となったた め。		介護·高齢 者
6	17 福祉 05 児童福祉の状況 06 児童福祉手当・ 医療 04 医療費助成(拡 大分)	(市町村助成)	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、 新市全体に適用する もの	【 訂正】 北海道の助成制度及び3市町共通の助成制度に統合するが、合併後3年程度で音別町の現行制度(拡大分 :満15歳に達する日の属する年度の末日まで医療費無料	H16年10月1日の北海道乳幼児医療費助成制度改正時に、H13年3月31日以前に生まれた者が6歳に達する月末まで自己負担額を初診時一部負担金のみとし、1割負担分を助成する阿寒町の拡大分が生じていたため。	F E	福祉
7	17 福祉 10 その他社会福祉 事業の状況 02 地域福祉計画の 策定 01 地域福祉計画	【訂正】 調整不要とする	各市町の現行に基づく統合や再編を行り、新市全体に適用するもの		行政現況調査時にH16年度末までの予定であった計画策定を合併により地域が変動することなどの事情により見送っていたため。	健康福祉	福祉
8	19 保健医療 03 保健関係施策の 状況 06 保健・医療関係 団体 01 地域医療関係団 体補助	地域医療関係団体へ の補助	現行のまま新市に引き継ぐもの	現行の保健施設整備利子補給分を引き継ぎ、合併後1年程度で補助内容を調整 【訂正】 合併後1年程度で補助内容を調整	保健施設整備利子補給は、離脱した鶴居村の制度であるため。	健康福祉	保健